平成２６年（フ）第８８５号
さいたま市大宮区東町１丁目32番２号
破産者　株式会社ジェイ・コネクト
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８６号
栃木県小山市天神町２丁目１番35号
破産者　スマートコミュニケーション株式会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
埼玉県東松山市大字上唐子1097番地２
破産者　セイシン電材株式会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０号
川崎市川崎区塩浜２丁目８番地６
破産者　トーヨーユニバーサル株式会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６８４号
愛知県知多市八幡字荒古後62番地の１
破産者　株式会社ワイプランティック
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５号
神戸市西区平野町中津661－１
破産者　有限会社ゴシマトレーディングコーポレーション（旧商号ケージーオートリース有限会社）
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
神戸市西区平野町中津661番地の１、前住所神戸市西区玉津町出合247番地の１　ブルースカイＦ103号
破産者　五島　圭一
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
島根県隠岐郡隠岐の島町原田1748番地２、営業所の住所地松江市西津田４丁目６－６
破産者　原田運送有限会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１９号
岡山県岡山市中区四御神255番地１、開始決定時の住所岡山市中区四御神700番地189
破産者　上田　友子（開始決定時の姓熊）
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３３号
岡山市中区四御神255番地の１
破産者　株式会社熊建設
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６０号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目１番20号
破産者　尾崎　　篤
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９８号
東京都多摩市桜ヶ丘１丁目31番地の１
破産者　永井　伸幸
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９１１号
東京都府中市八幡町３丁目２番地の34
破産者　有限会社ステージワン
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１７号
神奈川県海老名市さつき町２－19－303、商業登記簿上の本店所在地神奈川県伊勢原市高森５丁目２番201号
破産者　有限会社片山工業
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４１２号
神奈川県厚木市中町３丁目２番22号
破産者　有限会社フジハイクリーナー
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２５７号
岐阜市北鶉３丁目24番地
破産者　有限会社共進ライン
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１７０号
岐阜市菅生３丁目４番６　リバーサイド菅生503号、住民票上の住所岐阜市切通３丁目４番２－１号
破産者　尾形　和也
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０５号
岐阜市東改田字再勝278番地８、申立時の住所岐阜市西改田宮西41番地２　スカイハイツ高橋３－107号室
破産者　青野　清光
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０６号
岐阜市東改田字再勝278番地８、申立時の住所岐阜市西改田宮西41番地２　スカイハイツ高橋３－107号室
破産者　青野　良子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１５号
岐阜市光町２丁目22番地１　パレス忠節206号室
破産者　吉村　弘志
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所